

県内一斉防犯パトロール実施要領

1. 目 的

県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図るため、犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して取組を進めています。

県民が一丸となって防犯パトロールに参加することにより、防犯に対する県民の意識を高め、町内会や自治会を中心とした防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げていくことを目的に実施します。

2. 事業の概要

取組の趣旨に賛同する団体を募集し、平成24年10月11日（木）に県内各地域で一斉に防犯パトロールを実施します。（特に時間は指定しません。）

3. 事業内容

- ・ 団体構成人数 特に定めません。（目安として1団体 5名程度以上）
- ・ 参加者目標数 10,000人
- ・ 対 象 地 区 県内全域
- ・ 実 施 日 平成24年10月11日（木）
※特に時間は指定しません。
※当日に実施できない場合は、犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間（10月11日～10月20日）の期間中に実施日を定めて、参加申込みを行うことができます。
- ・ 記 念 品 参加団体にパトロール用の帽子を5個配布（ただし参加人数を個数の上限とします。また先着500団体とします。）
- ・ 傷 害 保 険 参加者は、傷害保険に加入（費用は県が負担）
- ・ 募 集 期 間 平成24年7月2日（月）～9月14日（金）
- ・ 応 募 方 法 所定の「県内一斉防犯パトロール」参加申込書により県に申し込みをしてください。
- ・ 申 込 み 先 長崎県県民生活部 交通・地域安全課 防犯まちづくり班
電 話（095-895-2316）
FAX（095-895-2598）
Eメール(s03560@pref.nagasaki.lg.jp)

4. 主 催

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議、長崎県、長崎県警察本部、長崎県教育委員会

5. パトロールの実施方法等

(1) 実施方法

- ①各団体、グループで責任者を決定します。
- ②パトロール時間、集合場所、パトロールのコースについて、各警察署、学校、自治会等、事前に関係機関と協議して決定します。
- ③警察から、身近な犯罪や不審者情報の提供のほか、実施上の注意点につき助言を求めます。
- ④パトロールを行う前に、責任者は参加者の確認を行います。
- ⑤パトロールに必要な携行品を準備し、出発前に確認します。
- ⑥パトロールをする際の服装は、できるだけ目立つ服装で、帽子、タオル、運動靴等を着用します。
- ⑦登下校時、通学路をパトロールするときは、明るく声をかけるなど、子どもたちに安心感を与えます。
- ⑧公園では、周囲に不審者・不審車両がないか警戒するとともに、トイレや遊具の陰など死角となりやすい箇所を中心に見回ります。
- ⑨駐車場・空き地では、外周からの見通しはどうか、車の陰などに不審者が潜んでいないかなどの点に注意して見回ります。
- ⑩犯罪を目撃したり、不審者を見つけた場合は、自分で解決しようとしなくて、すぐに110番通報します。
- ⑪パトロールの際に気づいた点については、あらかじめメモをとり、必要に応じて関係機関へ連絡をとります。
- ⑫雨天時の場合は、実施する団体が、警察、学校、自治会等関係機関と協議のうえ決定します。

(2) 注意事項

- ①各団体で責任者を決め、責任者は各団体の参加者の状態を把握してください。
- ②パトロールを実施する際に必要な用品については、各団体において準備してください。
- ③パトロールの際は、交通ルールを守り、事故に遭わないよう注意してください。
- ④トラブルや緊急の事態が発生した場合は、確実に援護や連絡ができるように2人以上の複数で対応してください。
- ⑤パトロール中にけが等をした場合は、保険の関係がありますので、長崎県県民生活部交通・地域安全課防犯まちづくり班(Tel.095-895-2316)へ連絡してください。